

社会保険等未加入業者対策 Q&A

Q 1 社会保険等とは何か。

A 1

雇用保険、健康保険、厚生年金保険を指します。

Q 2 社会保険等の適用除外とは、どのような場合か。

A 2

雇用保険については、一人親方で被保険者となる労働者がいない場合は、適用除外になります。

また、健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主は適用除外になります。

健康保険については、法人や5人以上の個人事業主であっても、適用除外の承認を受け、国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合は、適切な保険として扱われ、適用除外になります。

ただし、社会保険等において、一人親方等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されるので、詳細な内容は、年金事務所等に問い合わせてください。

Q 3 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

A 3

下請業者の社会保険等加入状況の確認については、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものです。なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入させる必要がありますので、ご注意ください。

Q 4 どのような場合でも、元請業者と社会保険等に未加入である一次下請業者との契約が禁止されるのか。

A 4

未加入下請業者であっても、当該下請業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると市が認めた場合は、市が指定する期間内に当該未加入業者が社会保険等に参加することを条件として、例外的に認められます。

Q 5 市としては、下請業者の社会保険等加入状況をどのように確認するのか。

A 5

施工体制台帳の「健康保険等加入状況」欄により有無を確認します。

Q 6 元請業者は一次下請業者の社会保険等の加入状況をどのように確認すればよいのか。

A 6

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（国土交通省）」を踏まえ、必要に応じ、保険料の領収済通知書等関係資料の写しを提示してもらうなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めつつ、加入状況を確認してください。

Q 7 施工体制台帳記載の下請業者の範囲はどこまでか。

A 7

対象となる下請業者は建設工事の請負契約における全ての下請業者（無許可業者を含む）を指すので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象となります。

一方、建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請業者等については、建設業法上は記載の必要はありません。ただし、仕様書等により市が記載を求めているときには必要となります。

Q 8 社会保険等未加入対策の下請業者の範囲はどこまでか。

A 8

対象となる範囲は、建設業許可を有する一次下請業者となります。

Q 9 市が施工体制台帳等により社会保険等加入状況を確認し、未加入であることが判明した場合、どうなるのか。

A 9

一次下請業者は社会保険等に参加することが原則ですので、元請業者は、当該社会保険等未加入建設許可業者に社会保険等へ速やかに加入するよう指導していただきます。また、市に対して当該未加入業者と下請契約をした理由を具体的に記載した「理由書（任意様式）」を提出していただきます。

提出された理由書により「下請業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある」と市が認めた場合には市が指定した期間（原則 30 日以内）に社会保険等に参加したことが確認できる書類の提出を求めます。

期限までに確認書類が提出されなかった場合、特別な事情があると認められない場合は、「松戸市建設工事等請負業者指名停止基準」に基づき、指名停止等を検討します。

Q 10 「下請業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると市が認めた場合」とは、具体的にどのような場合か。

A 10

特殊な技術、機器または設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請業者でなければ目的を達することが困難となる場合等です。

たとえば、市との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合などは特別の事情に該当しません。

「特別の事情」に該当するかについては、個々の事案が発生した際、その内容や背景等を十分に確認した上で、個別に判断します。

Q11 建設業許可を有していない社会保険等未加入業者との下請契約も禁止されるのか。

A11

建設業許可を有していない社会保険等未加入業者との下請契約については、禁止されていません。

Q12 罰則規定はあるのか。また、その内容はどのようなものか。

A12

元請業者に対して、「松戸市建設工事等請負業者指名停止基準」別表第1第4号（契約違反）に基づき、指名停止等を検討します。

Q13 当初は、社会保険等に参加と記載されて施工体制台帳等が提出されたが、その後において、一次下請業者が社会保険等未加入業者であったことが判明した場合、どうするのか。

A13

元請業者が施工体制台帳作成時に一次下請業者の社会保険等の加入状況をどのように確認したのか調査を行います。

その調査により、故意に虚偽の記載を行ったことが判明した場合は、元請業者は処分の対象となる場合があります。